

ID: 1726

担当部署: 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	家庭的保育事業等に対する改善命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	児童福祉法 第34条の17第3項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第164号		
<b>【基準】</b>			
法第34条の17第3項の規定による。			
第34条の17			
3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日